

～憲法・国際人権法から考える～

これでいいの？

法廷内の手錠・腰縄

=== 申込不要・入場無料 ===

刑事裁判の法廷では、手錠と腰縄をつけた被告人の姿があたりまえになっています。

しかし、手錠と腰縄をつけた姿は、屈辱的なものです。このような屈辱的な姿を強いることは人権侵害です。

日弁連では、今年の人権擁護大会で、憲法・国際人権法の視点から、刑事法廷における手錠・腰縄問題を取り上げてシンポジウムを開きます。それに先立ちプレシンポジウムを開催いたします。多くの方の参加をお願いいたします。



【内容】法廷内の手錠・腰縄についての取り組み

田中俊（日弁連人権擁護委員会手錠・腰縄問題PT座長、大阪弁護士会）

EUにおける手錠・腰縄問題について（海外調査報告）

川崎真陽（日弁連人権擁護委員会手錠・腰縄問題PT委員、大阪弁護士会）

その他企画

日時 2024年7月20日(土) 13:30～16:30(開場13:00)

会場 栃木県弁護士会館 4階

宇都宮市明保野町 1-6

主催 日本弁護士連合会、栃木県弁護士会

問合せ 028-689-9000（栃木県弁護士会）